

# 令和8年度「関西ものづくり新撰2027事業」に係る資料提供依頼・意見募集について

令和8年4月2日

## 概要

令和8年度「関西ものづくり新撰2027事業」の実施に向けた検討に当たり、実施方法や本事業を実施する上で必要な費用の概算について、広く情報提供を依頼します。

## 事業内容（詳細は別添の通り）

別添の通り。

## 資料提供依頼・意見募集期間

令和8年4月2日（木）～令和8年4月9日（木）

## 資料提供依頼・意見募集内容

事業内容に関連し、以下のような情報について資料の提供をお願いいたします。

事業実施に関する費用の参考見積もり

\*実施内容の項目ごとに費用内訳詳細を添えること

## その他

- ・本件により、実際の調達等参加時の評価等に影響を与えることはありません。
- ・資料提供に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とします。
- ・提出された資料等は、本件事業の調達等に係る検討にのみ使用します（提出された資料等は返却しません）。なお、必要に応じて追加資料の提供を求めることがあります。
- ・提出されたご意見・資料等は、当局が内容を確認します。それ以外の第三者に無断で資料等を開示することはありません。なお、ご意見・資料等に対する回答を行うことはございません。
- ・本件にて当局との間で共有する全ての情報について、開示、漏洩、または本依頼以外の目的による使用は禁止します。

## 提出先、お問合せ先

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

近畿経済産業局 地域経済部 産業技術革新課

担当：大井、西園

電話：06-6966-6017

E-MAIL：[bzl-kin-shinsen@meti.go.jp](mailto:bzl-kin-shinsen@meti.go.jp)

## ■別添

\*現時点版の為、今後内容に変更等が生じる可能性があります。

## 事業の目的

近畿経済産業局（以下、「当局」という。）では、管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）のものづくり中小企業等が独自に開発した高付加価値の「優れた」製品・技術および「新しい」「儲かる」ビジネスモデルを募集し、新産業・新市場の創出が期待できる製品・技術・ビジネスモデルを「関西ものづくり新撰」※として、発掘・選定することにより当該製品・技術・ビジネスモデルのビジネス拡大を支援することを目的とする。

※「関西ものづくり新撰」の詳細は以下の当局 HP をご参照ください。

<https://www.kansai.meti.go.jp/3-5sangyo/shinseihin/index.html>

## 事業内容

### 1. 製品・技術・ビジネスモデルの募集

募集の広報

請負事業者は、応募促進用リーフレット（A4、両面カラー、コート紙90kg、2,000部）及び応募促進用ポスター（A1、カラー片面、コート紙110kg、200部）を作成し、当局が貸与する送付先データに基づき、自治体や産業支援機関、商工会議所、金融機関等（200機関程度）へ郵送により配布する。

配布する際には、当局から提供する「関西ものづくり新撰2025」の冊子を1冊ずつ同封すること。なお、請負事業者は、残部を配布後10営業日以内に当局へ提出すること。郵送に使用する封筒やレターパック等については、請負事業者が用意すること。

### 2. 「関西ものづくり新撰2027」の選定

「関西ものづくり新撰」選定委員会の設置と開催準備作業

「関西ものづくり新撰2027」の選定のため、当局内に学識経験者等（7名）で構成された「関西ものづくり新撰」選定委員会を設置する。運営にあたっては「関西ものづくり新撰」選定証交付規程によるものとし、請負事業者は開催準備に係る庶務を行う。

以下の内容

- ・学識経験者等で構成される委員候補者（6名\*残り1名は当局職員）について提案（全て関西圏からの参加可能な者とする）すること。
- ・委員就任にかかる委嘱手続きを行うこと。
- ・選定委員会開催にあたり各委員との日程調整や開催案内の連絡。
- ・各審査委員への選定委員会出席に係る謝金及び旅費の支払い（謝金等の支払いは、委員のうち4名を想定し、全て関西圏からの参加を想定）。
- ・各審査委員への書類審査（委員長・当局職員は全申請案件、他の委員は40件程度の審査を想定）に対する謝金の支払い（謝金等の支払いは、委員のうち4名を想定すること）。
- ・当局からの資料提供を受けて応募申請書類を各委員へ電子媒体で送付し、審査を依頼。
- ・各委員の審査結果を回収し、令和8年10月下旬を目処に審査結果を取りまとめる。
- ・審査に係る様式及び取りまとめの様式を当局と別途相談の上決定。なお、審査委員は当局が決定する。

### 3. 「関西ものづくり新撰2027」選定委員会開催

請負事業者は、令和8年12月上旬頃に「関西ものづくり新撰」選定委員会を当局が無償で提供する当局会議室において1回開催する。\*対面での実施を想定

当日の資料は当局が用意し、司会進行も当局が行う。選定件数は応募件数及び委員会での審議を経て決定するが、目安は30件程度を想定する。また選定された製品・技術・ビジネスモデルの中から、委員会での審議により別途特別賞等を最大7件程度設けることとする。請負事業者は、議事録を作成し、委員会終了後10営業日以内に当局へ電子媒体により提出する。

なお、審査委員の日程調整及び開催案内、委員会出席に係る委員への謝金及び旅費（実開催の場合に限る）の支払いは、請負事業者が行う。

### 4. 「関西ものづくり新撰2027」PR冊子・パネルの作成

請負事業者は、選定した新製品・新技術をとりまとめた冊子

（1製品・技術・ビジネスモデルにつき1ページ程度計34ページ程度、両面カラー、コート紙90kg（表紙のみコート紙110kg））を作成し（\*冊子デザイン含む）、2,000部印刷する。併せて、展示用に冊子をプリントしたパネル（A1、カラー片面、スチレンボード（厚さ7mm、アルミ枠不要）、表紙及び各掲載製品・技術・ビジネスモデル毎に1枚ずつ）各1部を作成する。

冊子の作成において、仕様・様式・デザイン並びに記載内容等については、過年度に作成した冊子を参考（※）に当局と相談の上決定し、冊子原稿は選定製品・技術・ビジネスモデルの開発企業と調整を行い作成すること。なお、原稿の作成・校閲にあたっては短期間に選定製品・技術・ビジネスモデルの開発企業と複数回のやりとりが発生するため、十分な人員体制を確保しておくこと。

作成、印刷した冊子のうち500部を、当局に令和9年2月中旬頃までに納品する。残る部数については、請負事業者が、選定企業に対して各3冊程度を、推薦機関に対して各10冊程度をそれぞれ配布（郵送）する。そのほか、当局が貸与する送付先データに基づき、請負事業者が自治体や産業支援機関、商工会議所、金融機関等（約100機関程度）に、各2冊程度を配布（郵送）すること。配布後なお残部が生じた場合は、令和9年2月末までに当局へ提出すること。

（※）過去のPDFデータは「関西ものづくり新撰」HPを参照のこと。

<http://www.kansai.meti.go.jp/3-5sangyo/shinseihin/index.html>

### 5. 選定証交付式の開催

請負事業者は、選定した新製品・新技術の開発企業に対して選定証を交付するため選定証交付式及び交流会を開催する。（令和9年2月下旬頃）

#### ① 会場の選定、準備

大阪市内においてスクール形式で200名程度収容可能な広さであり、選定証交付式及び交流会に相応しい会場を提案し、当局と相談の上決定、確保すること。（公的施設（前回、大阪市中央公会堂）もしくはQUINTBRIDGE等の共創空間を想定）

また、選定証交付式の開催に必要な、吊り看板・装花などの装飾、パネル展示を行うにあたってのオプションやマイク等の事務用品等を準備すること。

会場費及び当日の機器借料や装飾費など会場の設営や当日の運営に要する費用は請負事業者が支払うこと。

#### ② 選定証・優秀賞等表彰状の準備

請負事業者は当日交付する選定証・優秀賞等表彰状（様式・サイズはA3サイズ賞状）を作成し、交付式5営業日前までに当局に納入すること。また、併せて、表彰状の筒及び持ち帰り用手提げ袋を当日会場に用意すること。なお、表彰状は毛筆による筆耕で作成すること。表彰状の用紙は当局が提供する。

- ・選定証：30枚程度（選定企業数と同一数のため、変動する可能性あり）
- ・優秀賞等表彰状：7枚程度

### ③ 出席者の日程調整等

請負事業者は、当局と調整の上で決定した交付式開催日時・場所やその他必要事項を伝え、出欠の確認及び出席者を確認すること。」そのほか、局が指定する一部企業に対してプレゼンテーションの実施に対する意向確認や資料の調整を行うこと。

また、請負事業者は、当局が貸与する送付先データに基づき、審査委員、主な自治体や産業支援機関、商工会議所、金融機関等へ開催案内を送付する。出席者について一覧表にとりまとめて当局に報告するほか、謝金（委員長のみ）、出席する委員への旅費（委員のうち4名を想定し、全て関西圏からの参加を想定）は請負事業者が支払うこと。

なお、謝金等の便益提供による参加者募集を禁止するとともに、関係者席と一般者席を区別すること等により利益相反を考慮した集客方法とすること。

### ④ 当日の運営について

請負事業者は、会場担当者との連絡・調整、当日の司会・撮影・運営をはじめ、当日の運営を円滑に行えるだけのスタッフを確保し、選定証交付式及び交流会に関する一切の運営を行う。

なお、選定証交付式においては、司会と撮影は専従者を確保すること。撮影においては、全体記念撮影及び受賞者の個別撮影を含む選定証交付式の記録撮影を行う。

当日のプログラム、運営マニュアルは事前に当局と相談の上、決定することとする。

以下の項目は必須とする。

- ・選定証等授与
- ・記念撮影
- ・選定委員会委員長による講評
- ・一部企業からのプレゼンテーション
- ・閉会後の交流会（名刺交換会程度、飲食はコーヒーなどの飲み物のみ）

選定証交付式（3時間程度）及び交流会（1時間程度）は、午後開催とし、当日の午前中は会場準備やリハーサルを行うこと。

## 6. 納品物

- ・上記事業についての実施報告書
- ・「関西ものづくり新撰」選定委員会議事録
- ・「関西ものづくり新撰2027」PR冊子500部と残部
- ・「関西ものづくり新撰2027」PR冊子電子媒体
- ・選定証30部程度（選定企業数と同一数）
- ・優秀賞等表彰状（様式・サイズはA3サイズ賞状）7部程度
- ・選定証交付式の撮影データ

## 7. 事業の期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで